

求人を出しても応募がない

外国人材の採用方法は？

在留資格はどうなるの

# 特定技能外国人材 の雇用を一緒に考えませんか

採用から就労後の雇用定着支援まで全てお任せください。

「特定技能1号外国人材」は国内で人材不足が叫ばれている業種で 一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人 を受入れるための新しい在留資格です。



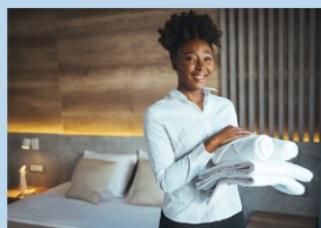
## ◆ 特定技能外国人材の受入れ対象職種（全16業種）の例



飲食料品製造  
(食品工場、給食施設など)



外食  
(レストラン、給食施設など)



宿泊



介護

## ◆ 特定技能外国人材の雇用メリット

- ✓ 若手人材を5年間確保できる
- ✓ 必要な人数を雇用できる
- ✓ 業務の範囲が制限されない  
(日本人従業員と同じ業務ができる)

## 九電ビジネスフロントの採用サービスの強み

### ✓ 国内在住外国人材に特化した採用プランのご提案

海外から特定技能外国人材を雇用する場合、受入れに係る紹介手数料や渡航費、住宅費などを含めると、一人あたり60万円～100万円程度の初期費用が発生します。弊社は国内在住で日本語能力が高い外国人材をご紹介します、初期費用の負担軽減と早期の就労開始を実現します。

### ✓ 外国人材の就労開始まで最短スケジュールでサポート

外国人採用は就労開始までに在留資格変更などの各種手続きがあり通常2～3か月の期間を要します。弊社では「特定活動」(特定技能への移行準備)での在留資格変更許可申請を活用し、最短1か月程度の期間で就労開始を実現します。  
※ご紹介する外国人材の在留資格等によって就労開始までの期間が異なる場合がございます。

### ✓ 外国人材のご紹介から支援業務の受託までワンストップでサービスをご提供

国内在住の外国人材を中心とした特定技能有資格者(技能実習2号修了者など)をご紹介します。  
また、特定技能人材を雇用する場合に必要な支援業務についても「登録支援機関(20登-005576)」として受託が可能のため採用からその後の支援までワンストップで質の高いサービスをご提供します。  
※弊社のベトナム人スタッフ、ミャンマー人スタッフが直接サポートを行う体制を構築しています。